

締結 令和 年 月 日

## 環境保全協定書（案）【修正版】

浅川清流環境組合（以下「甲」という。）と、新石自治会、新井自治会、落川上自治会、百草園団地自治会及び百草園自治会（以下「乙」という。）は、甲が日野市石田一丁目210番地の2に設置した可燃ごみ処理施設（以下「施設」という。）の環境対策について、甲が定めた公害防止基準及び施設の運営委託受託者である浅川環境テクノロジー株式会社（以下「SPC」という。）が定めた環境保全基準を踏まえ、施設の稼働による公害を防止し、周辺住民の健康と生活環境の保全を図ることを本旨として、次のとおり協定を締結する。

### （処理対象ごみ）

第1条 甲は、施設の稼働に関し、次の各号に掲げる事項を遵守する。

- (1) 焼却の対象とするごみ（以下「処理対象ごみ」という。）は、日野市、国分寺市及び小金井市で発生する可燃性の一般廃棄物（粗大ごみ、破碎残渣及び災害廃棄物を含む。）、「多摩地域ごみ処理広域支援体制」に基づく相互支援及びその他の広域支援要請により持ち込まれるごみとする。
- (2) 処理対象ごみは、分別された可燃ごみとし、焼却不適ごみ及び有害なごみは受け入れない。
- (3) 甲は、「多摩地域ごみ処理広域支援体制」に基づく相互支援及びその他の広域支援要請により、ごみを受け入れるときは、乙と事前の協議を行うものとする。ただし、緊急性を伴い、事前の協議が難しい場合は、受け入れの前に乙に対して通知を行う。なお、相互支援及び広域支援要請により、ごみの受け入れをした場合は、いずれの場合もその結果について報告を行う。

### （環境対策）

第2条 甲は、施設の稼働にあたり、公害防止基準値を次の各号のとおりとする。

- (1) 排ガスは、表1に定める排ガスの排出基準値とする。
  - (2) 排水は、表2に定める下水排除基準値とする。
  - (3) 騒音は、表3に定める騒音基準値とする。
  - (4) 振動は、表4に定める振動基準値とする。
  - (5) 悪臭は、表5に定める悪臭基準値とする。
- 2 排ガスを特別の配慮対象とし、SPCに運転管理上の自主基準値を設けさせ、公害防止基準値を確実に遵守するとともに、運転管理の徹底を図る。
- 3 自主基準値は次の各号によるものとし、表6に定める要監視基準値及び運転基準値

とする。

- (1) 排ガスが公害防止基準値を超過しないための上限警報設定値として要監視基準値を設定する。
- (2) 要監視基準値を安定的に守るための数値として運転基準値を設定する。
- 4 公害防止基準値を超過した際の当該焼却炉の運転停止及びその後の運転再開は、運転停止・再開方針（令和元年5月制定）によるものとする。
- 5 S P Cが作業の安全のために運転停止を必要と判断する点検・修理等で軽微なもの及びごみ処理量の調整による運転停止をした際は、必要な作業が完了後、運転再開をする。
- 6 甲は、公害防止基準値の超過及び重大な故障や事故などの非常事態が発生した際の公表に関する基準を別途定め公表をする。

#### （環境の監視）

- 第3条 甲は、S P Cに施設稼働時の運転管理状況を確認するために必要な測定項目・方法・頻度・時期等を環境保全計画として定めさせ、監視体制の徹底を図る。
- 2 甲は、焼却処理に適さない可燃ごみが施設に搬入されていないか確認するため、抜き打ちによる搬入ごみの内容物検査を月4回以上実施する。
  - 3 乙が、施設及び施設敷地内への立ち入りを求めたときは、業務に支障のない限りこれに応ずるものとする。
  - 4 施設の稼働における事象で、学識経験者の見解を得て対応することが望ましい内容について検討することを目的として、甲に専門の委員会を設置する。

#### （情報の発信）

- 第4条 甲は、施設の維持管理に関する情報等を乙で構成するクリーンセンター連絡協議会等で乙に報告をする。
- 2 甲は、施設の維持管理に関する情報等を甲またはS P Cのホームページで公表する。
  - 3 施設の運転時における排ガスの数値は、施設の屋内及び屋外（新井公園、新井わかたけ公園、落川交流センター近傍）の表示設備へ表示するとともにS P Cのホームページで公表をする。
  - 4 乙は、必要に応じ、専門的知見を有するものがクリーンセンター連絡協議会にオブザーバーとして参加することを甲に要請することができる。

#### （車両対策）

- 第5条 甲は、施設に出入するごみ運搬車両について、次の各号に掲げる措置を講ずるよう甲の構成市に要望する。
- (1) ごみ運搬車両の走行に関するルールの確認等、定期的に講習会を実施し、交通安

全を確保する。

- (2) ごみ運搬車両は常に点検整備を行い、事故防止を図るとともに清潔の保持に努める。
  - (3) ごみ運搬車両は、通行証を見やすい位置に明示する。
  - (4) ごみ運搬車両は、可能な限り搬入台数の削減及び低公害車両の導入を図るように努める。
- 2 ごみ運搬車両の走行経路は、国道20号線から北川原公園等を経由して日野市道C2号線を走行する経路を原則とする。
  - 3 甲への通勤車両、連絡車両、維持管理車両及び緊急車両の走行経路は北川原公園等を経由しない走行経路を原則とする。
  - 4 ごみ運搬車両等の走行経路が前2項によることができない場合、乙と協議の上、あらかじめ走行経路を定めることができる。

(周辺環境対策)

第6条 甲は、周辺環境を清潔に維持するため、施設から国道20号線間の道路等の定期清掃を年2回以上行う。

- 2 甲は、施設敷地内及び周辺の搬出入路の清掃を行う。また、消毒等は、必要に応じて措置する。

(苦情処理)

第7条 甲は、施設の稼働に関し、周辺住民が被害を受け、当該住民または乙から苦情の申し出や要望があった場合は、補償等を含め、誠意をもって解決に当たるものとする。なお、補償の内容等については、協議のうえ決定するものとする。

- 2 甲は、前項の対応手順（フォーマット）等について、別途定める。
- 3 甲は、前項の規定により対応した内容をホームページ等に公表する。
- 4 甲は、第2項の規定により対応した内容を乙に報告をするものとする。

(環境保全協定の期限)

第8条 この協定は、甲乙異議のない場合は、甲の施設廃止時点まで継続するものとする。

(協議)

第9条 本協定の解釈に疑義が生じたとき、法令等により変更すべき事項が生じたとき、または本協定に定めのない事項及び改訂の必要が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

付 則

この協定は、令和 年 月 日から施行する。

この協定締結の証として、本協定書 通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 浅川清流環境組合 管理者 大坪冬彦

乙 ●●自治会 会長 ●●●●

表1 排ガスの排出基準値※1

項目	ばいじん g/m <sup>3</sup> N	塩化水素 ppm	窒素酸化物 ppm	硫黄酸化物 ppm	ダイオキシン類 ngTEQ/m <sup>3</sup> N	水銀 μg/m <sup>3</sup> N
基準値	0.005 以下	10 以下	20 以下	10 以下	0.01 以下	50 以下

※1 基準値は乾きガス酸素濃度12%換算値。

表2 下水排除基準値

項目	基準
カドミウム及びその化合物	0.03 mg/l以下
シアン化合物	1 mg/l 以下
有機燐化合物	1 mg/l 以下
鉛及びその化合物	0.1 mg/l 以下
六価クロム化合物	0.5 mg/l 以下
砒素及びその化合物	0.1 mg/l 以下
水銀、アルキル水銀及びその他の水銀化合物	0.005 mg/l 以下
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/l 以下
トリクロロエチレン	0.1 mg/l 以下
テトラクロロエチレン	0.1 mg/l 以下
ジクロロメタン	0.2 mg/l 以下
四塩化炭素	0.02 mg/l 以下
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/l 以下
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/l 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/l 以下
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/l 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/l 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/l 以下
チウラム	0.06 mg/l 以下
シマジン	0.03 mg/l 以下
チオベンカルブ	0.2 mg/l 以下
ベンゼン	0.1 mg/l 以下
セレン及びその化合物	0.1 mg/l 以下
ほう素及びその化合物	10 mg/l 以下
ふっ素及びその化合物	8 mg/l 以下
1,4-ジオキサン	0.5 mg/l 以下
クロム及びその化合物	2 mg/l 以下
銅及びその化合物	3 mg/l 以下

亜鉛及びその化合物	2 mg/ℓ 以下
フェノール類	5 mg/ℓ 以下
鉄及びその化合物(溶解性)	10 mg/ℓ 以下
マンガン及びその化合物(溶解性)	10 mg/ℓ 以下
浮遊物質 <sup>※</sup>	600 mg/ℓ 未満
ノルマルヘキサン抽出物質(鉱油類) <sup>※</sup>	5 mg/ℓ 以下
ノルマルヘキサン抽出物質(動植物油脂類) <sup>※</sup>	30 mg/ℓ 以下
窒素含有量 <sup>※</sup>	120 mg/ℓ 未満
燐含有量 <sup>※</sup>	16 mg/ℓ 未満
沃素消費量	220 mg/ℓ 未満
水素イオン濃度(PH)	5 を超え 9 未満
温度	45℃未満
生物化学的酸素要求量(BOD)	600 mg/ℓ 未満
ダイオキシン類	10 pg-TEQ/ℓ以下

※平均排出量 50 m<sup>3</sup>/日未満の場合は、浮遊物質、ノルマルヘキサン抽出物質(鉱油類、動植物油脂類)、窒素含有量、燐含有量、生物化学的酸素要求量の基準は適用外。

表3 騒音基準値

区域の区分		時間の区分			
区分	該当地域	朝	昼	夕	夜
		午前6時から 午前8時まで	午前8時から 午後7時まで	午後7時から 午後11時まで	午後11時から 午前6時まで
第2種区域	第1特別地域 (敷地南東側)	45dB 以下	50dB 以下	45dB 以下	45dB 以下
区分	該当地域	朝	昼	夕	夜
		午前6時から 午前8時まで	午前8時から 午後8時まで	午後8時から 午後11時まで	午後11時から 午前6時まで
第3種区域	準工業地域 (南東側を除く)	55dB 以下	60dB 以下	55dB 以下	50dB 以下

※敷地境界での基準

※第1特別地域は、準工業地域であって、第1種低層住居専用地域と接している敷地東側周囲 30メートル以内の範囲

表4 振動基準値

区域の区分		時間の区分	
区分	該当地域	昼	夜
		午前8時から午後7時まで	午後7時から翌日の午前8時まで
第2種区域	準工業地域	65dB 以下	60dB 以下

※敷地境界での基準

表5 悪臭基準値

区分	敷地境界	煙突等気体排出口					排水
		排出口の実高さが15m未満			排出口の実高さが15m以上		
		排出口の口径が0.6m未満	排出口の口径が0.6m以上0.9未満	排出口の口径が0.9m以上	排出口の実高さが周辺最大建物高さの2.5倍未満	排出口の実高さが周辺最大建物高さの2.5倍以上	
第2種区域	臭気指数12	臭気指数33	臭気指数27	臭気指数24	$qt=436 \times H_0^2$	$qt=566/F_{max}$	臭気指数28

※qt:排出ガスの臭気排出強度(単位 $m^3N/min$ )をいい、次の式で表される。

$$qt = (\text{臭気濃度}) \times (\text{乾き排出ガス量})$$

$H_0$  : 排出口の実高さ(単位 m)

$F_{max}$ : 単位臭気排出強度に対する地上臭気濃度の敷地外における最大値(単位  $s/m^3N$ )

表6 排ガスの要監視基準値及び運転基準値<sup>※1</sup>

項目		要監視基準値	運転基準値
ばいじん	$g/m^3N$	0.003 以下	—
塩化水素	ppm	8 以下	6 以下
窒素酸化物	ppm	17 以下	10 以下
硫黄酸化物	ppm	8 以下	6 以下
一酸化炭素 <sup>※2</sup>	ppm	15 以下	10 以下
水銀	$\mu g/m^3N$	30 以下	10 以下

※1 表中は、乾きベース、酸素濃度12%換算値である。

※2 一酸化炭素の濃度を指標にダイオキシン類濃度を管理する。